

都における施策の方向性<2050東京戦略>

- 認知症のある人の社会参加の促進や地域と連携したサポートにより、認知症になってからも尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会を実現
- 新薬への対応も含めた医療提供体制の強化、ビッグデータの活用による研究の促進等を通じて、認知症の早期の気づき・早期診断・早期対応が可能な体制を整備

令和8年度における認知症施策<R8予算:59億円>

◎:新規 ●:見直し・拡充事業 □:既存事業

<p>①認知症のある人に関する都民の理解の増進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症施策推進事業 ⇒・<u>東京都認知症施策推進計画の中間見直し</u> (起草ワーキングの設置等) ・<u>普及啓発の強化(重点広報)</u> □認知症シンポジウムの開催 □認知症サポーター活動促進事業 	<p>②認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎認知症のある人の行方不明対策に係る普及啓発事業 ⇒・<u>区市町村の取組を一元的に発信</u> ・<u>区市町村・関係機関との連絡会の開催</u> □認知症のある人の早期発見等支援ネットワーク事業 □認知症サポーター活動促進事業(再掲) 	<p>③認知症のある人の社会参加の機会の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症のある人の社会参加推進事業 ●若年性認知症総合支援センター運営事業 ⇒<u>センターの体制拡充</u> ●若年性認知症支援事業 ⇒<u>ハンドブック改訂、本人・家族向けリーフレット作成</u> □【健康長寿】共生社会の実現を支える認知症研究事業(再掲) 	<p>④認知症のある人の意思決定の支援及び権利利益の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者権利擁護推進事業 ⇒・<u>高齢者虐待対応マニュアル定着支援</u> ・介護従事者に対する認知症のある人の意思決定支援研修 □<u>歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修事業</u> ・医療従事者に対する認知症のある人の意思決定支援研修
<p>⑤相談体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●若年性認知症総合支援センター運営事業(再掲) □民間団体と連携した認知症家族介護者へのピア相談事業 	<p>⑥認知症の早期の気づき、早期診断・早期支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症サポート検診事業 □【健康長寿】共生社会の実現を支える認知症研究事業(再掲) 	<p>⑦保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎認知症のある人への医療提供体制の強化 ●認知症疾患医療センター運営事業 ●認知症支援推進センター運営事業 ⇒<u>認知症医療の実態調査結果を踏まえ充実</u> ●認知症ケアプログラム推進事業(日本版BPSDケアプログラム) ⇒<u>都内及び全国展開に向けた普及啓発の強化</u> □認知症高齢者グループホーム整備促進事業 □認知症介護研修事業 □認知症初期集中支援チーム員等研修事業 ●認知症サポート医地域連携促進事業 ●認知症抗体医薬対応支援事業 ⇒<u>抗体医薬の地域連携体制の構築に係る研究</u> 	<p>⑧研究等の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症ケアプログラム推進事業(日本版BPSDケアプログラム)(再掲) □【健康長寿】共生社会の実現を支える認知症研究事業 ●【健康長寿】アプリを活用した高齢者の健康づくり推進事業 ⇒<u>認知機能改善機能の追加</u>

【拡充】令和8年度東京都認知症施策推進会議

構成

東京都認知症施策推進会議 ※第10期(R7~R8年度)

認知症当事者部会
(当事者の意見聴取)
※R7年度設置

起草ワーキンググループ(仮称)
(計画の中間見直し)
※R8年度設置予定

認知症医療部会(仮称)
(医療提供体制の検討)
※R8年度設置予定

スケジュール

★・・・会議開催(開催時期及び回数は想定)

	令和8年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
推進会議	★				★					★		★		
	東京都認知症施策推進計画 中間見直しの検討											パブリックコメント	見直し	
起草WG	委員選任		★		★			★						
医療部会	委員選任	★		★			★				★			
当事者部会		★		★			★				★			
関連計画	第9期東京都高齢者保健福祉計画											次期計画策定		
	第8期東京都保健医療計画													

R8予算：8,414千円

事業目的

認知症のある人の行方不明対策について、区市町村の行方不明対策を一元的に発信し都民への普及啓発を図るとともに、連絡会を開催して区市町村・関係機関の連携を促進する。

事業内容・効果

○区市町村の行方不明対策をホームページで一元的に発信

- ▶自治体間や関係機関との連携を促すほか、都民が、自分の住む地域だけでなく、近隣自治体のGPS機器や見守りシール・見守りキーホルダー等に気づき、行動を起こしやすくする等の効果が期待できる

○区市町村・関係機関との連絡会の開催（年1回）

- ▶都の施策、各自治体の取組紹介のほか、好事例を共有することで、都全体の行方不明対策の更なる向上を図る

▶ **認知症のある人が行方不明になった際の早期発見・早期保護に寄与**



※認知症のある人の行方不明対策については、「認知症のある人の早期発見等支援ネットワーク事業」も引き続き実施し、GPSを活用した見守り支援や、地域における見守りネットワーク構築等に取り組む区市町村を支援

【拡充】 認知症のある人の社会参加推進事業

社会参加の意義

認知症になってからも心豊かに過ごすには、一人ひとりの希望に応じて地域や社会で活躍できるとともに、他者と交流できる環境を整えることが必要（「東京都認知症施策推進計画」では、認知症のある人の社会参加の推進を重点目標に位置付け）

取組の概要

R8予算：107,475千円

- 1 地域の多様な主体が参加する話し合いの場を設置し、認知症のある人が地域の一員として役割を持ちながら、社会参加できる機会の創出に取り組む区市町村を支援（必須事業）
さらに、①上記取組について市民に対する普及啓発や、②上記取組で得たノウハウ等を地域の事業者等に提供した場合の経費についても支援（任意事業）
補助基準額：必須事業 5,000千円 任意事業（①・②）各1,000千円
補助率：10/10 予算規模：24自治体【拡充】（R7：8自治体）
- 2 本格実施に向けて、各区市町村の取組状況や工夫・課題の共有を行い、官民で連携を深めながら、補助対象とする取組や事業スキーム、効果測定に係る指標等を協議する会議体を設置・運営（都が直接実施：891千円）

事業イメージ



若年性認知症総合支援センター運営事業

R8 予算：73,349千円

- <現状> ・都内に2か所（区部・多摩部）設置、コーディネーター各3名配置
・若年性認知症のある人に必要な多岐にわたる支援（就労継続、介護、年金等）をワンストップの相談窓口でコーディネート
- <課題> 相談件数の増加、包括的な相談内容への対応



令和8年度の取組<若年性総合支援センターにおける相談体制の強化>

若年性認知症支援コーディネーターの増員

- ▶各センターのコーディネーターを1名ずつ増員（各センター 3名→4名）

出張相談の実施

- ▶区市町村と連携し、不安や悩みを抱えている当事者やそのご家族のニーズを掘り起こし、適切な支援に繋げることを目的とした出張相談を実施

ピアサポートの充実

- ▶出張相談の機会等を活用し、既に両センターに繋がっている当事者だけでなく、現在センターに繋がっていない方へのピア相談も実施

若年性認知症支援事業

R8 予算：7,650千円

- <現状> 若年性認知症についての理解を深めるための普及啓発や、関係機関向けに研修会を実施
- <課題> 若年性認知症及び若年性認知症総合支援センターの認知度の向上

令和8年度の取組<適切な支援に繋げるための広報強化>

若年性認知症ハンドブック（H29年度策定）の改訂

本人・家族向けリーフレットの作成

- ▶認知症疾患医療センター等で配布し、センターの相談窓口など適切な支援に繋げていく

令和7年度の取組（東京都高齢者虐待対応マニュアルの改訂）

○区市町村等職員向けに策定した「**高齢者虐待防止に向けた取組について—東京都高齢者虐待防止マニュアル—**」について、国マニュアルの改訂に合わせ、**全面改訂（令和8年3月予定）**

<主な改訂事項>

- ・ 高齢者虐待対応に関する最新情報の反映
- ・ 都の実情に即した内容を反映
- ・ 都内区市町村の好事例等を掲載

令和8年度の取組（改訂版マニュアルの定着支援）

令和8年度予算（事業全体）：90,609千円

区市町村における高齢者虐待への対応力向上を図るとともに、都と区市町村の連携を深め、高齢者虐待防止体制の更なる強化を図る

（1）区市町村連絡会の開催

区市町村所管課向けにマニュアル改訂に関する連絡会（オンライン）を開催

（2）マニュアルの策定・改訂に係る支援

都のマニュアル改訂を踏まえた各区市町村の虐待対応マニュアルの策定・改訂を支援（区市町村訪問等を含む）

（3）問合せ・相談対応

改訂内容に関する問合せ・相談対応を通年で実施



【日本版BPSDケアプログラム】

- 東京都と(公財)東京都医学総合研究所が協働で開発
- **BPSD（妄想、幻覚、大声などの行動・心理症状）**は不安や焦り、恐怖等から生じることが多いので **問題行動ではなく、周囲に自身のニーズを伝えるメッセージ**としてとらえる
- ICTを活用して、**介護従事者等が認知症のある人の隠れたニーズを発見し、適切に対応できるよう支援**
- ケアスタッフがチームで話し合い、4ステップを繰り返し継続しながら、認知症ケアの質の向上を図る
- **アドミニストレーター養成研修（eラーニング240分）**及び**フォローアップ研修（オンライン研修120分×2回）**
- ※ eラーニングは令和6年度介護報酬改定で新設された「認知症チームケア推進加算」の要件である「認知症チームケア推進研修」とみなすことが可



【事業者からの声】

- ・客観的に効果を把握できるのがいい
- ・チーム全員による一貫したケアが本人の安心につながる

令和8年度の取組<都内外の介護事業所等への普及>【拡充】

令和8年度予算：38,001千円

①スタープロジェクト（仮称）の実施【都内】

ケアプログラムを活用する事業所を評価・公表 ⇒事業所の取組を後押し

②介護サービス事業所の経営層等向けセミナーの開催【都内】

ケアプログラム活用に向けたセミナーを開催(年4回) ⇒事業所の理解促進

③インストラクターによる事業所へのアウトリーチ支援【都内】

ケア計画立案や実行への具体的助言 ⇒事業所の継続実施を後押し

④ケアプログラムを紹介するパンフレットの作成・活用【都内外】

事業の目的や効果・介護現場における実践事例の周知 ⇒事業所や自治体の理解促進

⑤事務局機能の強化（R7まで医学研委託 ⇒ R8から民間事業者委託）【都内外】

都内のみならず、都外の事業所等へ普及拡大

⇒事業所の円滑な実施を支援／好事例やノウハウの蓄積・共有

認知症ケアの
更なる質の向上

事業目的

- 今年度行った認知症医療の実態調査を踏まえ、**認知症になっても地域で安心して過ごすことができるよう、新たな医療提供体制を創設するなど、認知症のある人を身近な地域で受け入れる体制を確保**

事業概要

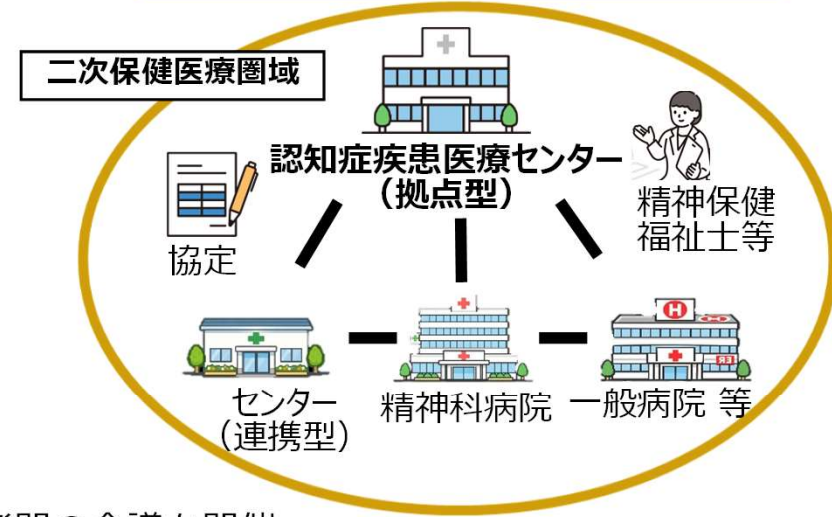
認知症専門病院機能を担う、TOKYOオレンジ医療システム（仮称）の創設

二次保健医療圏域ごとに、拠点型認知症疾患医療センターを中心に、圏域内の病院等が包括連携協定を締結し、認知症のある人の地域での受入体制を確保

○ 3圏域で医療システムの先行実施

先行実施の圏域での各取組の状況を把握し、新設する専門部会で、本格実施に向けてシステムのあり方を検討

TOKYOオレンジ医療システムのイメージ



【具体的取組】

- ・ **入院受入実績に応じた支援**
身体合併症や行動心理症状が強い人などを受け入れた病院に対し、謝金を支給
- ・ **拠点型センターへの精神保健福祉士等の配置**
協定の締結などシステム構築や運営において、医療資源等の把握や各医療機関との調整を行う
- ・ **圏域間ブロック会議の開催**
先行実施の3圏域において、近隣圏域との連携を強化するため、関係者間の会議を開催

○ 医療従事者への認知症対応力向上研修

一般病院の医師やソーシャルワーカー向けに、認知症の基礎知識や家族への対応などを学ぶ研修を新設

スケジュール

R 8		R 9以降
システム創設に向けた調整	3圏域で医療システムを創設	順次、他圏域でもシステム創設
	専門部会における進行管理・検討	

事業概要

目的

- 認知症に関する正しい知識の普及啓発や治療方法等に係る情報提供の推進
- 認知機能検査と検診後のサポートの推進

事業内容

- 早期診断の重要性を啓発するリーフレット等により、都民への啓発を実施
- 区市町村が実施する以下の事業の経費を補助 対象：原則50歳以上の都民

①普及啓発

地域の実情に応じた普及啓発により、認知症に関する正しい理解を促進

②認知機能検査

医療機関やイベント会場等において、認知機能検査を実施
医療職（医師・看護師等）が問診・検査を実施 ※判定は医師

③検診後支援

関係機関と情報共有し、対象者へ定期的な連絡・訪問等の支援
地域包括支援センターなどの関係機関と情報共有
鑑別診断を行うことができる医療機関や区市町村の施策の情報提供など



連携



かかりつけ医
認知症サポート医
専門医療機関等の
診療につなぐ

【補助率】 10/10

【補助基準額】 人口に応じて段階設定

区分	対象人口規模			
	3万未満	3万以上 8万未満	8万以上 13万未満	13万以上
普及啓発	3,400千円	9,000千円	14,600千円	22,400千円
検診事業	8,700千円	22,800千円	36,900千円	56,900千円

【事業期間】

令和6年度から10年度まで

R8拡充部分

認知症に対する不安などから検診につながらない方がいることを踏まえ、取組を拡充

○企業や区市町村の健康診断の場などを活用した認知症検診の受診促進【都実施】

「認知症の気づきチェックリスト」などを記載したチラシを作成し、健康診断の場などで配布

○認知症検診を受診するためのインセンティブ付与【区市町村補助】

検診受診につながりづらい方が受診をした場合、5,000円相当を上限としてクーポン券などを配布

現状・課題

- 単身高齢者の増加により、主治医がいない方等の地域包括支援センターでの対応が難しい事例が増加
- 地域包括支援センターでの対応が難しい状況となる前に、必要な方が適切な支援につながるためには、日常的に地域包括支援センターと認知症サポート医（国制度、都内約1,800人）が連携することが不可欠

事業内容

令和8年度予算：16,313千円

(1) 「とうきょうオレンジドクター」の認定・公表等（R6年度～）

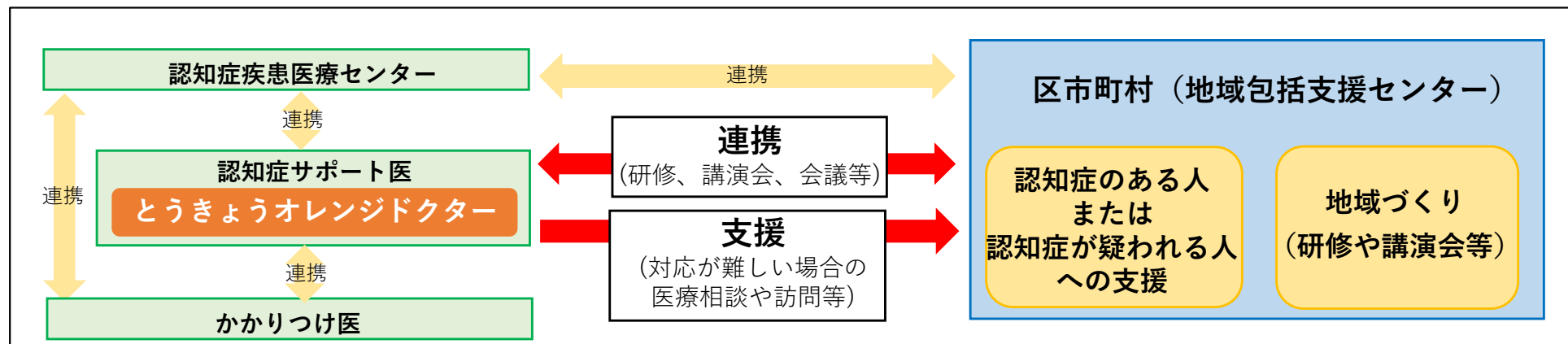
地域包括支援センターと連携して活動するサポート医を都独自に「とうきょうオレンジドクター」に認定・公表
リーフレットや活動報告会等により情報発信し、地域での連携・活動を促進
※令和6年度・7年度認定数 計204人



(2) 区市町村補助（R7年度～）

「とうきょうオレンジドクター」に対し、区市町村が下記の依頼等を行う場合にかかる費用を支援

- ①研修や講演会、会議等への参加依頼等の日常的な連携
- ②地域包括支援センターでの対応が難しい場合の医療相談や訪問等の依頼



【補助率】 10/10 【補助基準額】 1区市町村あたり1,185千円
 【事業期間】 令和6年度から8年度まで 【予算規模】 30自治体 <拡充> (R7:15自治体)